

## 練馬区立スポーツ施設条例

平成2年10月16日

条例第42号

最近改正 平成14年3月19日条例第49号

### (目的)

第1条 この条例は、練馬区立スポーツ施設（練馬区立都市公園条例（昭和33年12月練馬区条例第14号）に基づく有料公園施設で練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が所管するスポーツ施設を含む。以下「スポーツ施設」という。）の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、スポーツおよびレクリエーションの振興を図り、もって区民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (名称および位置)

第2条 スポーツ施設の名称および位置は、別表第1のとおりとする。

### (事業)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するため、スポーツ施設においてつぎの各号に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツおよびレクリエーションの場の提供に関する事業
- (2) スポーツおよびレクリエーションの指導および普及に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事業

### (施設)

第4条 スポーツ施設に、別表第2に掲げる施設を設ける。

2 前項に規定するもののほか、委員会は、必要と認める施設を設けることができる。

### (休館日)

第5条 スポーツ施設の休館日は、別表第3のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

### (開館時間)

第6条 スポーツ施設の開館時間は、別表第4のとおりとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (利用の手続等)

第7条 スポーツ施設の施設および備付器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、練馬区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定めるところにより申請し、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

### (利用の不承認)

第8条 委員会は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) スポーツ施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 スポーツ施設の使用料は、別表第5のとおりとする。

2 第7条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、前項に規定する使用料を前納しなければならない。

(回数券による使用料納付)

第10条 別表第5に掲げる個人利用に係る使用料は、当該使用料の額から100分の20以内の割引をした額をもって委員会が発行する回数券により納付することができる。

2 回数券の発行価額、種類その他必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、特に必要があると認めるときは、第9条第1項に規定する使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(特別の設備等の承認)

第13条 利用者は、施設に特別の設備をし、または備付器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第15条 委員会は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者は、施設等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成3年1月20日から施行する。ただし、つぎの各号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条から第9条まで、第11条から第15条までおよび第18条の規定中練馬区立上石神井体育館に係る部分 平成2年11月20日
- (2) 前号に掲げる規定中練馬区立上石神井体育館以外の体育施設に係る部分 平成3年2月1日

- (3) 第2条および第4条から第6条までの規定中練馬区立上石神井体育館以外の体育施設に係る部分ならびに次条の規定 平成3年4月1日

(練馬区立体育館条例等の廃止)

第2条 つぎに掲げる条例は、廃止する。

- (1) 練馬区立体育館条例(昭和47年3月練馬区条例第9号)
- (2) 練馬区立運動場条例(昭和51年7月練馬区条例第21号)
- (3) 練馬区立プール条例(昭和53年3月練馬区条例第18号)

(回数券に関する特例措置)

第3条 60歳以上75歳未満の者の別表第5の(3)および(4)の表に掲げる個人利用に係る使用料について、委員会が発行する回数券の第10条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の20以内の」とあるのは「100分の20を超えて規則で定める」とする。

付 則(平成4年3月条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年7月条例第52号)

この条例は、平成5年11月13日から施行する。

付 則(平成6年3月条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年10月条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成9年3月条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中練馬区立大泉学園町体育館に係る部分については、平成9年8月9日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立体育施設条例別表第5に規定する使用料については、平成9年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成11年3月条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年3月条例第49号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2および別表第4の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立スポーツ施設条例付則第3条および別表第5の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。

練馬区立スポーツ施設条例

別表第1（第2条関係）

区分	名称	位置	
体育館	練馬区立総合体育館	東京都練馬区谷原一丁目7番5号	
	練馬区立桜台体育館	東京都練馬区桜台三丁目28番1号	
	練馬区立上石神井体育館	東京都練馬区上石神井一丁目32番37号	
	練馬区立平和台体育館	東京都練馬区平和台二丁目12番5号	
	練馬区立大泉学園町体育館	東京都練馬区大泉学園町五丁目14番24号	
プール	練馬区立石神井プール	東京都練馬区石神井町五丁目12番16号	
	練馬区立三原台温水プール	東京都練馬区三原台二丁目11番29号	
運動場	練馬区立高野台運動場	東京都練馬区高野台三丁目8番8号	
	練馬区立北大泉野球場	東京都練馬区大泉町三丁目31番44号	
	練馬区立東台野球場	東京都練馬区石神井町一丁目11番32号	
	練馬区立土支田庭球場	東京都練馬区土支田四丁目31番24号	
	有料公園施設	練馬区立学田公園野球場	東京都練馬区豊玉南三丁目32番27号
		練馬区立豊玉中公園庭球場	東京都練馬区豊玉中四丁目1番17号
		練馬区立びくに公園庭球場	東京都練馬区東大泉二丁目28番31号
		練馬区立夏の雲公園庭球場	東京都練馬区光が丘三丁目5番1号

別表第2（第4条関係）

名称	施設
練馬区立総合体育館	競技場、柔道場、剣道場、弓道場、卓球場、エア・ライフル場、相撲場、トレーニング室、ローラースケート場、会議室
練馬区立桜台体育館	競技場、柔道場、剣道場
練馬区立上石神井体育館	競技場、第一武道場、第二武道場、トレーニング室、25メートル温水プール、幼児用温水プール、会議室
練馬区立平和台体育館	競技場、第一武道場、第二武道場、トレーニング室、25メートル温水プール、幼児用温水プール、会議室
練馬区立大泉学園町体育館	競技場、第一武道場、第二武道場、トレーニング室、25メートル温水プール、幼児用温水プール、会議室
練馬区立石神井プール	50メートルプール、幼児用プール
練馬区立三原台温水プール	25メートル温水プール、幼児用プール
練馬区立高野台運動場	野球場1面、庭球場4面
練馬区立北大泉野球場	野球場2面
練馬区立東台野球場	野球場2面
練馬区立土支田庭球場	庭球場7面
練馬区立学田公園野球場	野球場1面
練馬区立豊玉中公園庭球場	庭球場3面
練馬区立びくに公園庭球場	庭球場2面
練馬区立夏の雲公園庭球場	庭球場4面

練馬区立スポーツ施設条例

別表第3（第5条関係）

名称	休館日
練馬区立総合体育館	1 毎月第2月曜日。ただし、当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日に当たるときは、その翌日とする。 2 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
練馬区立桜台体育館	
練馬区立上石神井体育館	
練馬区立平和台体育館	
練馬区立大泉学園町体育館	
練馬区立三原台温水プール（25メートル温水プール）	1 1月1日から6月30日までおよび9月11日から12月31日まで 2 7月、8月および9月の第2月曜日
練馬区立三原台温水プール（幼児用プール）	
練馬区立石神井プール	1月1日から6月30日までおよび9月11日から12月31日まで
練馬区立高野台運動場	1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで
練馬区立北大泉野球場	
練馬区立東台野球場	
練馬区立土支田庭球場	
練馬区立学田公園野球場	
練馬区立豊玉中公園庭球場	
練馬区立びくに公園庭球場	
練馬区立夏の雲公園庭球場	

別表第4（第6条関係）

名称	開館時間
練馬区立総合体育館	午前9時から午後9時30分まで。ただし、練馬区立総合体育館の相撲場およびローラースケート場にあつては午前9時から午後6時までの間で規則で定める時間とし、練馬区立三原台温水プールの幼児用プールにあつては午前9時から午後6時までとする。
練馬区立桜台体育館	
練馬区立上石神井体育館	
練馬区立平和台体育館	
練馬区立大泉学園町体育館	
練馬区立三原台温水プール	午前9時から午後7時まで
練馬区立石神井プール	
練馬区立高野台運動場（野球場）	午前8時30分から午後6時30分までの間で規則で定める時間
練馬区立北大泉野球場	
練馬区立東台野球場	
練馬区立学田公園野球場	
練馬区立高野台運動場（庭球場）	
練馬区立土支田庭球場	午前9時から午後6時までの間で規則で定める時間
練馬区立豊玉中公園庭球場	
練馬区立びくに公園庭球場	
練馬区立夏の雲公園庭球場	
練馬区立夏の雲公園庭球場	午前9時から午後9時までの間で規則で定める時間

練馬区立スポーツ施設条例

別表第5（第9条、第10条関係）

（1） 体育館施設（トレーニング室およびプールを除く。） 1時間当たりつぎに掲げる金額

施設		利用形態		個人利用		
		全面	片面			
総合体育館	競技場	4,400円	2,200円	1 学齢前の者 無料 2 小学生または中学生 無料 3 一般 100円 4 65歳以上75歳未満の者 50円 5 75歳以上の者 無料 6 身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。） 50円		
	柔道場	700円				
	剣道場	1,000円				
	弓道場	800円				
	卓球場	1,000円				
	エア・ライフル場	300円				
	相撲場	200円				
	ローラースケート場	400円				
	会議室	400円				
桜台体育館	競技場	1,600円	800円	1 学齢前の者 無料 2 小学生または中学生 無料 3 一般 100円 4 65歳以上75歳未満の者 50円 5 75歳以上の者 無料 6 身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。） 50円		
	柔道場	600円				
	剣道場	700円				
上石神井体育館	競技場	3,000円	1,500円		1 学齢前の者 無料 2 小学生または中学生 無料 3 一般 100円 4 65歳以上75歳未満の者 50円 5 75歳以上の者 無料 6 身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。） 50円	
	第一武道場	400円				
	第二武道場	400円				
	会議室	400円				
平和台体育館	競技場	3,100円	1,600円			1 学齢前の者 無料 2 小学生または中学生 無料 3 一般 100円 4 65歳以上75歳未満の者 50円 5 75歳以上の者 無料 6 身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。） 50円
	第一武道場	400円				
	第二武道場	500円				
	会議室	(1)	400円			
		(2)	400円			
		(3)	400円			
大泉学園町体育館	競技場	3,200円	1,600円	1 学齢前の者 無料 2 小学生または中学生 無料 3 一般 100円 4 65歳以上75歳未満の者 50円 5 75歳以上の者 無料 6 身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。） 50円		
	第一武道場	400円				
	第二武道場	400円				
	会議室	600円				

備考 相撲場および会議室の利用は、団体利用（貸切り）に限るものとする。

（2） トレーニング室（総合体育館、上石神井体育館、平和台体育館および大泉学園町体育館） 1時間当たりつぎに掲げる金額

1 一般 100円
2 65歳以上75歳未満の者 50円
3 75歳以上の者 無料
4 身体障害者、知的障害者または精神障害者（介助者1名を含む。） 50円

(3) 温水プール(三原台温水プール、上石神井体育館、平和台体育館および大泉学園町体育館) 1時間当たりつぎに掲げる金額

団体利用(貸切り)	個人利用
1コースにつき 2,400円	1 学齢前の者 無料 2 小学生または中学生 100円 3 一般 200円 4 65歳以上75歳未満の者 100円 5 75歳以上の者 無料 6 身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者1名を含む。) 100円

(4) 屋外プール(石神井プール) 1時間当たりつぎに掲げる金額

1 学齢前の者 無料
2 小学生または中学生 100円
3 一般 200円
4 65歳以上75歳未満の者 100円
5 75歳以上の者 無料
6 身体障害者、知的障害者または精神障害者(介助者1名を含む。) 100円

(5) 野球場および庭球場 1時間当たりつぎに掲げる金額

施設	利用形態	団体利用(貸切り)
高野台運動場(野球場)	1面につき	1,200円
北大泉野球場		
東台野球場		
学田公園野球場		
高野台運動場(庭球場)	1面につき	800円
土支田庭球場		
豊玉中公園庭球場		
びくに公園庭球場		
夏の雲公園庭球場		

備考 夏の雲公園庭球場を夜間に利用する場合は、使用料のほかに1面につき1時間当たり300円の照明料を納付しなければならない(照明時間は、3月、9月および10月にあつては午後5時から午後9時まで、4月から8月までにあつては午後6時から午後9時まで、11月にあつては午後4時から午後9時までとする。)